

### 3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

#### (1) 駅舎

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 垂直移動施設の整備					
改札内エレベータの設置	●	■			
c 誘導案内情報施設の整備					
点字誘導設備の設置・改良	●	■			
d 旅客施設の個別施設					
転落時の緊急押ボタン	●	■			
e 設備・施設の改良					
券売機の点字表示、IC化への対応	○	■			
障害者用トイレの改良	○	■			

#### (2) 駅前広場

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 誘導案内情報施設の整備					
路線図・料金表等の改良	●	■			
主要施設案内図の設置・改良	○	■	(■)		
点字・音声誘導設備の設置・改良	○	■	(■)		
b 設備・施設の改良					
ベンチ等の設置	○	■	(■)		

注1) 身体障害者用駐停車帯については、スペース上の課題はあるが、設置と運用について関係事業者で検討を行う。

(3) 道路

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善	●		■		
舗装面の改善	○		■		
横断勾配の改善	○		■		
波打ち歩道の改良	○		■		
街灯の整備	○		(■)		■(施)
道路照明灯の整備	○		■		
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良					
	●		■		
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	○		■		(■)(公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制	●		■	(■)	(■)(商)
不法駐車車両の撤去・規制	●		(■)	■	(■)(商)
商品・看板の指導及び撤去	●		■	(■)	(■)(商)

(4) 信号交差点、交通規制

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設信号の改良					
主要信号交差点における音響声信号化または改良	○			■	
視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置 注2)	○		■	■	
d 立体横断施設部等における横断歩道の設置					
横断歩道の設置	○		(■)	■	

注2) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

< 凡 例 >		
整備目標時期 ● : 今後 5 年間程度で対応 ○ : 今後 10 年間程度で対応	整備主体 ■ : 主な整備主体 (■) : 連携が必要となる 主な事業者	その他事業者 (市) : 堺市等 (施) : 施設管理者 (再) : 再開発組合等 (商) : 商業者等 (公) : 公益事業者